

第5号議案

宅地等供給事業実施規程の一部変更について

「提案理由」

(1) 事業の実施にあたっての隣接組合との協議

転用相当農地等の売渡し、貸付け、区画形質の変更の事業（第2条第1号）については、組合員の委託に基づく媒介が中心であるので、トラブル等の発生リスクが低く、隣接組合の事業・活動に影響を与える蓋然性は低いと見做すため、原則として協議は不要とした。

(2) 隣接組合以外の組合への事業実施地区の拡大等

① 事業実施地区の拡大

組合員の世代交代が進み、相続や結婚、公共事業による収用の代替え地取得等によって、従来の事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。こうした時代の変遷に伴う変化をふまえ、事業の実施地区を隣接組合以外の組合にも拡大することで、組合がワンストップで管内組合員の依頼に対応するための変更である。

② 実施事業の制限

宅地等供給事業は、転用相当農地等の売渡し、貸付け、区画形質の変更の事業を主たる業務としており、今後も当該事業を実施することは多くあることが想定されることから、隣接組合以外の組合についても事業の対象とした。一方で、転用相当農地等の借入れ等、買入れ等の事業については、人口減少や都市部への人口集中等を背景に、当該事業を実施するケースが限定的と想定されることに加え、その事業の性質上相対的なリスクの高さを勘案し、遠隔地である隣接組合以外の組合においては事業の対象外とした。

以上の理由により、宅地等供給事業実施規程の一部変更について承認願うものです。

なお、本規程の変更承認申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

宅地等供給事業実施規程 新旧対照表

変 更 後 (新)
(目的) 第1条 この規程は、<u>高知市農業協同組法定款第10条の規定に基づき、この組合が行う宅地等供給事業について必要な事項を定め、宅地等供給事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。</u> (事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u> ② この組合は、<u>前項の規定にかかわらず、組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u> ③ この組合は、<u>前2項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u> 附 則 1 令和8年6月26日一部変更〔令和 年 月 日行政庁承認〕 2 この規程の変更は、行政庁の承認を受けた日から効力を生ずる。

<参考条文>

(宅地等供給事業の種類)

第2条 この組合が行う宅地等供給事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 1 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- 2 組合員からその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- 3 組合員からその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

変 更 前 (旧)

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条の規定に基づき、この組合が行う宅地等供給事業について必要な事項を定め、宅地等供給事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(事業の実施地区)

第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は定款第3条の区域とする。

- ② この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。

[新設]